請願署名数は二萬四千三十三人を集す。紹介代議士清瀬一郎氏の手を煩はして請願委員会に提出し、尚、仝委員長、池田代議士に面會して種々懇談した。仝請願は、議會閉會間際でありしため、請願委員會は之を受理せしも、議會に提出するに至らなかつた。
請願文左の如し。

請願文

改正工場法（大正十二年五月廿九日法律第三十三號）中の附則全文を削除し、並に同法中寄宿舍制度を監督すべき條文を追加制定し、即時実施せられ度、理由書及参考資料相添此段請願候也。

以上の如く五十一議會に於ける請願の結果は遂に目的を果し得なかつたが、之は其の貫徹に至る迄引續いて積極的に實行すべき責任を痛感するものである。

以上

社會部報告

社會部の仕事としての（一）部分は目下のところ
（一）勞働宿泊所經營に關する問題
（二）消費組合組織並に之が統制に關する問題、其他である。
（一）の勞働宿泊所の經營に關しては、前二回の本同盟大會に報告しあることにて、從つて本大會に於ては其の本年度の經營に二の式續と特別の事情を報告するに留める。
（二）の消費組合に關する事柄は、實際的成績に關する事業の報告――昨年度臨時大會當時以上の、然もすこぶる好成績なる報告出來た事を喜びとする。

全宿泊所の部

A.大島友愛館＝宿泊所經營の實状（別項統計上を書入れること）